

1 選択式 応用編 労働基準法

[問 1] 次の文中の の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 労働基準法第 32 条の 4 に定める 1 年単位の変形労働時間制において、いわゆるタクシー運転の業務に従事する労働者であって、当該業務に従事する労働者の労働時間の終了から次の労働時間の開始までの期間が継続して 20 時間以上ある業務であって、始業及び終業の時刻が同一の日に属しない業務に従事する者については、対象期間にかかわらず、1 日についての労働時間の限度は、当分の間、 A とされている。
- 2 使用者は、 B を坑内で行われるすべての業務に就かせてはならない。
- 3 就業規則で、労働者に対して減給の制裁を定めて賞与から減額する場合、その減給は、1 回の事案については C を超えてはならない。
- 4 使用者は、常時 D の労働者を就業させる事業もしくは厚生労働省令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業について、附属寄宿舎を設置し、移転し、又は変更しようとする場合においては、厚生労働省令で定める危害防止等に関する基準に従い定めた計画を、 E に、行政官庁に届け出なければならない。

選択肢

- | | | | |
|---|-----------------|-----------------|----------|
| ① 8 時間 | ② 9 時間 | ③ 10 時間 | ④ 16 時間 |
| ⑤ 10 人以上 | ⑥ 20 人以上 | ⑦ 30 人以上 | ⑧ 50 人以上 |
| ⑨ 妊娠中の女性 | ⑩ 賞与額の 10 分の 1 | ⑪ 工事着手 14 日前まで | |
| ⑫ 速やか | ⑬ 満 18 歳以上の女性 | ⑭ 賃金総額の 10 分の 1 | |
| ⑮ 妊娠中の女性及び坑内で行われる業務に従事しない旨を使用者に申し出た産後 1 年を経過しない女性 | ⑯ 工事開始から 14 日以内 | | |
| ⑰ 賞与額の半額 | ⑱ 平均賃金の 1 日分の半額 | | |
| ⑲ 妊娠中の女性及び産後 1 年を経過しない女性 | ⑳ 工事着手 30 日前まで | | |

1

択一式

応用編

労働基準法

[問 1] 賃金に関する次の記述のうち、労働基準法で定める割増賃金の算定基礎から除外できるものとして正しいものはどれか。

- A 扶養家族数に応じて支給される生活手当
- B 一家を扶養する者に対して、基本給に応じて支給される家族手当
- C 賃貸住宅居住者には3万円、持家居住者には1万5千円を支給している住宅手当
- D 公共交通機関の利用者には1万円、自家用車の利用者には5千円を支給している通勤手当
- E 1年単位で給与総額について使用者と労働者が事前に合意し、毎年更改していく給与制度を採用している場合において、そのうちの16分の4相当額を2回に分けて7月と12月に支給される賞与

1 選択式

応用編

労働基準法

【問 1】

- A : ④ 16 時間 則附則 66 条 P125
 B : ⑮ 妊娠中の女性及び坑内で行われる業務に従事しない旨を使用者に申し出た産後 1 年を経過しない女性 法 64 条の 2 P202
 C : ⑱ 平均賃金の 1 日分の半額 S. 63 基発 150 号 P219
 D : ⑤ 10 人以上 法 96 条の 2 第 1 項 P224
 E : ⑪ 工事着手 14 日前まで 法 96 条の 2 第 1 項 P224

コメント

問題文 1 に関し、1 年単位の変形労働時間制における 1 日及び 1 週間の労働時間の限度は、原則として、1 日については 10 時間、1 週間については 52 時間であるが、隔日勤務のタクシー運転手は、一昼夜を通じて運転業務を行うため、当分の間、1 日の労働時間の限度は「④ 16 時間」とされている。なお、1 週間の労働時間の限度は、原則どおり「52 時間」である。

問題文 2 に関し、女性労働者に関する坑内業務の就業制限は、次表のとおり。問題文にある「すべての業務に就かせてはならない」とされるのは、次表の(イ)の女性労働者である。

女性労働者	坑内業務の就業制限
(イ) 妊娠中の女性及び坑内で行われる業務に従事しない旨を使用者に申し出た産後 1 年を経過しない女性	坑内で行われるすべての業務
(ロ) 前記(イ)の女性以外の満 18 歳以上の女性	坑内で行われる業務のうち人力により行われる掘削の業務その他の女性に有害な業務として厚生労働省令で定めるもの

問題文 3 に関し、制裁として賞与から減額する場合についても、法 91 条（制裁規定の制限）が適用される。この場合、減給の対象が賞与であっても、1 回の事案については「平均賃金の 1 日分の半額」を超えてはならないものとされている。なお、総額については、一賃金支払期における賃金＝賞与額であるため、「賞与額の 10 分の 1」を超えてはならないことになる。

問題文 4 に関し、事業の附属寄宿舎の設置、移転、変更に係る計画の届出は、「⑪ 工事着手 14 日前まで」に行うものとされているが、この届出が必要な事業は、次のいずれかに該当する事業である。なお、届出先は、所轄労働基準監督署長である。

- (イ) 常時 10 人以上の労働者を就業させる事業
 (ロ) 厚生労働省令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業

1 択一式

応用編

労働基準法

【問 1】 正解 A

A (○) 法 37 条 5 項, 則 21 条, S.22 基発 231 号 P96。

そのとおり正しい。本肢の賃金は、割増賃金の算定基礎から除外できる「家族手当」に該当する。この家族手当は、①扶養家族数又はこれを基礎とする家族手当額を基準として算出した手当をいい、②当該手当に該当する場合は、たとえその名称が物価手当、生活手当等であっても、家族手当として取り扱うものとされている

B (×) 法 37 条 5 項, 則 21 条, S.22 基発 572 号 P96。

本肢の手当は、割増賃金の計算基礎から除外できる「家族手当」には該当しない。家族手当と称していても、扶養家族数に関係なく一律に支給される手当や、本肢のように「基本給に応じて支給される手当」は、法 37 条 5 項にいう「家族手当」ではない、とされている。なお、割増賃金の算定基礎から除外できる「家族手当」は、設問肢 A の解説参照。

C (×) 法 37 条 5 項, 則 21 条, H.11 基発 170 号 P95, 96。

本肢の手当は、割増賃金の計算基礎から除外できる「住宅手当」には該当しない。割増賃金の算定基礎から除外できる住宅手当は、「住宅に要する費用（家賃、住宅の購入費用、管理費など）に応じて支給される手当」とされており、本肢の「住宅の形態ごとに一律に定額で支給される手当」は、これに該当しないため。

D (×) 法 37 条 5 項, 則 21 条, S.23 基発 297 号 P96。

本肢の手当は、割増賃金の計算基礎から除外できる「通勤手当」には該当しない。割増賃金の算定基礎から除外できる通勤手当は、「労働者の通勤距離又は通勤に要する実際費用に応じて算定される手当」とされており、本肢の「通勤形態に応じて一定額が支給される手当」はこれに該当しないため。

E (×) 法 37 条 5 項, 則 21 条, H.12 基収 78 号 P96。

本肢の賞与は、割増賃金の計算基礎から除外できる「1 カ月を超える期間ごとに支払われる賃金」には該当しない。割増賃金の計算基礎から除外できる「1 カ月を超える期間ごとに支払われる賃金」は、所定の賃金算定期間を経過してから支給額が確定するもの（つまり、支給額は事前には確定していないもの）とされている。本肢の賞与は年俸制の一部であるため、その支給額があらかじめ確定していることから、除外できる「1 カ月を超える期間ごとに支払われる賃金」には該当しない。なお、本肢の「1 年単位で給与総額について使用者と労働者が事前に合意し、毎年更改していく給与制度」とは、年俸制のことである。